

定款

## 第1章 総則

### 第1条【団体の名称】

本団体の名称はエイズ孤児支援 NGO・PLAS（以下本会という。）（英文では AIDS orphan Support NGO PLAS。略称 PLAS）とする。

### 第2条【事務所】

本会は、主たる事務所を東京都品川区上大崎 3-14-58 クリエイト目黒 2A に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条【本会の目的】

エイズによって影響を受けた子どもたちが差別されることなく活躍していける社会、そして全ての人々がエイズの脅威から解放される世界を目指す。

### 第4条【本会が行う事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. エイズ孤児が多く存在し、ニーズが認められる地域において、エイズ孤児たちへの教育支援を行う。
2. エイズ孤児への差別解消を目指し、地域への働きかけを行う。
3. HIV/AIDS の正しい知識を得る機会を地域へ提供し、HIV/AIDS 予防啓発、また、母子感染のリスクを持つカップルや妊産婦への支援を行う。
4. 日本国内において、勉強会及び講演会等によりエイズ孤児問題の認知度向上。
5. 日本国内において、エイズ予防啓発活動を展開する。
6. エイズ孤児の受け皿となっているコミュニティがエイズ孤児を支援していけるよう、コミュニティの自立支援を行う。
7. エイズ孤児への支援の必要性を市民社会および、行政に訴えかける。

## 第3章 会員

（会員の種別）

第5条 この団体には、「PLAS エイズ孤児サポーター」とよぶ一般会員を置く。この場合、一般会員とは、本会の目的に賛同して入会した個人一律を指す。

（会員の入会及び会費）

第6条 本会の一般会員となろうとする者は、1年分の会費を添えて代表理事に入会の申し込みをするものとする。

2 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) この団体の目的に賛同していること。

(2) この団体の活動に反する行動を取らないこと。

3 代表理事は、会員として入会しようという申し込みがあったとき、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、会員としての入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 会員の会費の額は、総会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

第7条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第8条 会員は、別に規則で定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。ただし、当年度分までの会費の納入が確認出来ない場合は、届出は受理出来ないものとする。

(会員の除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他の会員の入会、会費、資格の喪失、退会及び除名)

第10条 第5条第2号規定の会員の入会、会費、資格の喪失、退会および除名の手続については、別に規則で定めるほか、第6条乃至前条に準ずる。但し、第7条第2号の規定は、「本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき」と読み替える。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が会費期間途中で会員資格を喪失した場合であっても、すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員

(種別および定数)

第 12 条 この団体に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下

(2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人若しくは 2 人を副代表理事とする。

(選任等)

第 13 条 理事および監事は理事会において選任し、総会が承認する。

2 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。

3 役員のうちにはそれぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事又は団体の職員を兼ねることができない。

5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この団体の役員になることができない。

6 この団体の支援対象となる者は、この団体の役員になることができない。

(職務)

第 14 条 代表理事はこの団体を代表してその業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会および理事会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事会の業務執行状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は一年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

第19条 この団体の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会はその開催初日から起算して15日前における理事会員および一般会員をもって構成する。但し、総会開会時に一般会員の資格を失っているものについては、この限りではない。

(総会の機能)

第21条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員承認

(3) 定款の変更

(4) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年一回開催とし、開催時期は毎事業年度初めの3ヶ月以内とする。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合

(2) 一般会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときはその日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長はその総会出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、総会構成員の 5 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において、第 23 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する総会構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(総会の表決権等)

第 27 条 総会構成員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない総会構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の総会構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事会員および一般会員総数及び出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印、又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 事業計画および予算の承認

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 事務局の組織および運営

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) その他、この団体の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があったとき

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による要請があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面でもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会において、第 32 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 37 条 議長は、理事会の議事の経過および次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者等は、その数を記載する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 38 条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この団体の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第 41 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 30 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 42 条 この団体の事業計画および収支予算は、事務局が作成し、毎事業年度ごとに理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、事業年度開始までに予算が成立しないときは、事務局

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 45 条 この団体の事業報告書、貸借対照表、収支計算書および財産目録は、事務局が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 46 条 この定款は総会において総会出席者の 3 分の 2 の議決を得なければ、変更することができない。ただし可否同数のときは議長の決するところとする。

(解散)

第 47 条 この団体は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 一般会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 法第 43 条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(清算人の選定)

第 48 条 この団体が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による清算を除く。

(残余財産の帰属先)

第 49 条 この団体が解散の際有する残余財産は、総会において出席者の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動団体又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第 50 条 この団体は総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を

受けなければ合併することができない。

## 第7章 雑則

(公告の方法)

第51条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(事務局)

第52条 この団体は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(細則)

第53条 この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 附則

1 この定款は団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は別表のとおりとする。

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この団体の成立の日から平成19年3月30日までとする。

5 この団体の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この規約の記載内が正しいことを証明します。

平成21年12月25日

東京都品川区上大崎3-14-58 クリエイト目黒2A

エイズ孤児支援 NGO・PLAS 代表理事 門田瑠衣子